

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

7-10 の 2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置

7-10 の 2-1 装備要件

- (1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。（保安基準第 8 条第 8 項、細目告示第 88 条第 5 項関係）

- ① 二輪自動車
- ② 側車付二輪自動車
- ③ 三輪自動車
- ④ 被牽引自動車
- ⑤ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車
- ⑥ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する緊急自動車

7-10 の 2-2 性能要件（書面等による審査）

- (1) ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R175-00 の 5. 及び 6. の基準に適合するものでなければならない。

ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。（細目告示第 88 条第 3 項関係）

区分	方向
車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	前方
車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車	
車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	後方
車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車	

- (2) 次に掲げるペダル踏み間違い時加速抑制装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 88 条第 4 項関係）

- ① 指定自動車等に備えられているペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

（改造等による変更のない使用過程車）

8-10 の 2 ペダル踏み間違い時加速抑制装置

8-10 の 2-1 装備要件

- (1) クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車（次に掲げる自動車を除く。）には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。（保安基準第 8 条第 8 項、細目告示第 166 条第 4 項関係）

- ① 二輪自動車
- ② 側車付二輪自動車
- ③ 三輪自動車
- ④ 被牽引自動車
- ⑤ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車
- ⑥ 車両前部及び後部に特殊な装備を有する緊急自動車

8-10 の 2-2 性能要件（視認等による審査）

ペダル踏み間違い時加速抑制装置は、ペダル踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ただし、次表の「区分」に応じた「方向」に係る基準を除く。（細目告示第 166 条第 3 項関係）

区分	方向
車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	前方
車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車	
車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車	後方
車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車	

- (1) ペダル踏み間違い時加速抑制装置の作動中、確実に機能するものであること。

この場合において、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

- (2) ペダル踏み間違い時加速抑制装置に当該装置の解除装置を備える場合には、当該解除装置によりペダル踏み間違い時加速抑制装置が作動状態から作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
受けたペダル踏み間違い時加速抑制装置を有する自動車に取付けられたペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置 7-10 の 2-3 欠番 7-10 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-10 の 2-1 及び 7-10 の 2-2 の規定は適用しない。(適用関係告示第 4 条第 24 項、第 25 項関係) ① 令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車 ② 令和 10 年 9 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 9 月 1 日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 令和 10 年 9 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ③ 指定自動車等以外の自動車	8-10 の 2-3 欠番 8-10 の 2-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、8-10 の 2-1 及び 8-10 の 2-2 の規定は適用しない。(適用関係告示第 4 条第 24 項、第 25 項関係) ① 令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前に製作された自動車 ② 令和 10 年 9 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 9 月 1 日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 令和 10 年 9 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの ③ 指定自動車等以外の自動車